

産業廃棄物処理計画書

平成 30年 6月 28日

高知市長 殿

提出者

住所 広島県広島市中区袋町4-25（明治安田生命広島ビル5階）

氏名 株式会社ピーエス三菱 広島支店

執行役員支店長 三島 康造

電話番号 082-240-7011

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ピーエス三菱 広島支店
事業場の所在地	広島県広島市中区袋町4-25（明治安田生命広島ビル5階）
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	3,637,000,000円
③従業員数	83人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙：多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書（補足）（平成30年度計画）、建設リサイクル推進計画の通り。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
別紙：廃棄物処理・リサイクル管理体制図の通り。	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
別紙：多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書（補足）（平成30年度計画）、建設リサイクル推進計画の通り。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙：多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書（補足）（平成30年度計画）、建設リサイクル推進計画の通り。			

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  別紙：建設リサイクル推進計画の通り。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  別紙：建設リサイクル推進計画の通り。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)  実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)  実施の予定なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)  実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)  実施の予定なし。			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)  実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)  実施の予定なし。		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)  別紙：多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書（補足）（平成30年度計画）、建設リサイクル推進計画の通り。		

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙：多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書（補足） （平成30年度計画）、建設リサイクル推進計画の通り。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(平成30年度計画)

多量排出事業者 名称	株式会社ピーエス三菱 広島支店	所在地(市町名)	広島市	事業の種類	総合工事業
------------	-----------------	----------	-----	-------	-------

(単位:トン)

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項											
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画		
産業廃棄物	がれき類	2,881.660	500.000									2,881.660	500.000			2,881.660	500.000						
	ガラス・陶磁器くず	7.070	5.000									7.070	5.000			7.070	5.000						
	木くず	33.130	10.000									33.130	10.000			33.130	10.000						
	廃石膏ボード	11.410	5.000									11.410	5.000			0.000	0.000						
		計 (A)	2,933.270	520	0	0	0	0	0	0	0	0	2,933.270	520	0	0	2,921.860	515	0	0	0	0	

平成30年度 建設リサイクル推進計画

(株)ピーエス三菱 広島支店

<p><b>基本方針</b></p>	<p>3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを充実させ廃棄物などの循環資源が適正・有効に利用・処分される循環型社会を構築する」の理念に基づき、重点目標を定め積極的に取り組み、環境保全に貢献する。</p>	<p><b>建設リサイクルスローガン</b></p>	<p>「建設廃棄物の発生抑制と適正処理を徹底し、 “建設リサイクル推進計画2014”を達成しよう！」</p>												
<p><b>重点目標</b></p>	<p>1. 国土交通省「建設リサイクル推進計画2014」の達成を目指す。 2. 廃棄物の発生抑制の推進とともに、再資源化・縮減率を向上する 3. 環境関連法規制及び協定を遵守し、廃棄物の適正処理を徹底する</p>	<p>前年度発生量実績（t） 期間：H29. 4. 1～H30. 3. 31</p> <table border="1"> <tr> <td>廃棄物全体</td> <td>7,671.4</td> <td>コンクリート塊</td> <td>5,916.4</td> <td>混合廃棄物</td> <td>247.2</td> </tr> <tr> <td>アスコン塊</td> <td>930.5</td> <td>建設発生木材</td> <td>104.2</td> <td>建設汚泥</td> <td>0.0</td> </tr> </table>		廃棄物全体	7,671.4	コンクリート塊	5,916.4	混合廃棄物	247.2	アスコン塊	930.5	建設発生木材	104.2	建設汚泥	0.0
廃棄物全体	7,671.4	コンクリート塊	5,916.4	混合廃棄物	247.2										
アスコン塊	930.5	建設発生木材	104.2	建設汚泥	0.0										

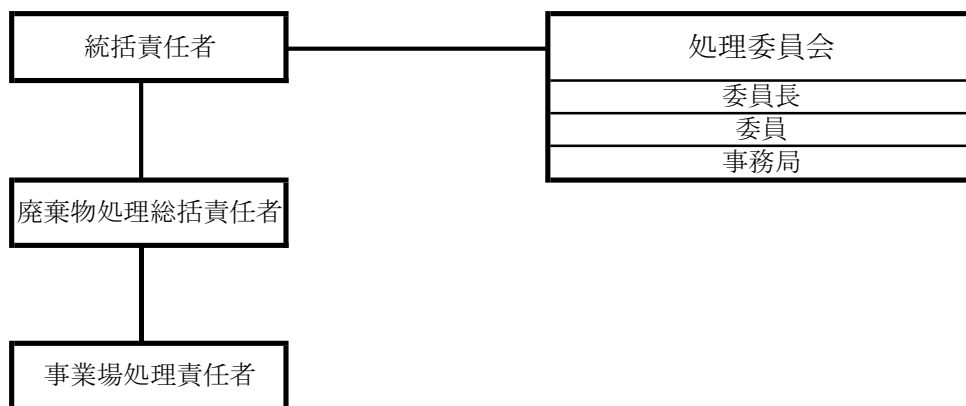
重点実施項目	具体的施策	達成目標	担当者	年間スケジュール												実施上の留意点	評価基準	結果確認方法
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
<p>1. 建設廃棄物発生抑制となる工法等の採用</p>	<p>(1) 中期経営計画2016の施策を推進し、PC技術を核とする建設廃棄物発生抑制工法等の採用を向上する (2) 建設廃棄物の発生抑制に有効な工法、材料等を採用する ①RC在来工法に替えて、PCa工法、PCa部材の採用 ②廃棄物発生抑制のための技術提案 ③グリーン購入の推進 ④建設廃棄物発生抑制事例(国土交通省)等の採用</p>	<p>随時状況に応じて実施</p>	<p>工事部署長 営業部署長 工務GL 設計GL 購買GL</p>													<p>□積極的な採用</p>	<p>A；採用実績あり -；無し A；採用実績あり -；無し A；技術提案あり -；無し A；45%以上 B；30%～45% C；30%以下 A；技術提案あり -；無し</p>	<p>□実績</p>
<p>2. 計画の策定と管理の実施により、建設廃棄物の発生を抑制する。</p>	<p>(1) 当該工事に適した施工計画を立案し、実施する (2) 定められた検査（受入検査、工程内検査等）を確実に実施し、不具合発生による廃棄物の発生量増加を防止する</p>	<p>不具合による廃棄物の発生ゼロ</p>	<p>工事部署長 作業所長</p>													<p>□不具合防止措置の徹底</p>	<p>A；不具合無 B；不具合1件 C；不具合2件以上</p>	<p>□不具合・苦情報告</p>
<p>3. 分別解体等の徹底及び再資源化・縮減率の向上</p>	<p>(1) 分別解体等の徹底 混合廃棄物量/全廃棄物量（重量比） (2) 再資源化率の向上（重量比 但し建設汚泥は除く） (3) 分別解体等の徹底及び再資源化率の向上のための施策 ①アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊の再資源化率の維持 ②建設発生木材の再資源化率の維持・向上 ③建設汚泥は建設発生土と合わせて再利用の促進を図る 7. 処理業者については、可能な限り再資源化の力量がある業者を選定する 4. 再資源化が困難な場合は、脱水等、減量化の促進 5. 建設汚泥の処理にあたっては、SPDAシステム等、当社の保有技術の適用を検討する ④発生段階から分別を徹底することで建設混合廃棄物の発生量を低減し、再資源化・縮減率の向上を目指す ⑤解体工事及び改修工事の開始前に既存構築物の付着物等に関する調査を行いその結果を記録に残すと共に、アスベスト、PCB等の有害物の適正処理を徹底する ⑥優良産廃処理業者を除く廃棄物処理業者に対して、追跡調査、現地確認調査の実施し、写真を含めて記録に残す</p>	<p>2.5%以下 96%以上 100% 99%以上 90%以上 80%以上の作業所が a 評価 該当作業所100%実施 80%以上の作業所が a 評価</p>	<p>工事部署長 作業所長</p>													<p>□下請負人や処理業者に対し分別方法の周知徹底を図ること。 □工程に見合った分別計画を立てること。 □廃棄物集積場や分別容器に廃棄物の種類を表示 □アスベスト事前調査と結果の記録、掲示の徹底</p>	<p>(1)混合廃棄物排出量 A；2.5%以下 B；2.5%～4.0% C；4.0%以上 (2)再資源化率 A；96%以上 B；96%～90% C；90%以下 (3)①コン・アスファルトの再資源化率 A；100% B；97%以上 C；97%以下 (3)②発生木材の再資源化率 A；99%以上 B；95～99% C；95%以下 (3)③建設汚泥の再資源化 A；90%以上 B；85%～90% C；85%以下 (3)④⑤ A；80%以上 a 評価 B；75%以上 a 評価 C；75%以下 a 評価 (3)⑥ A；全作業所が a 評価 B；95%以上 a 評価 C；95%以下 a 評価</p>	<p>□PM産廃記録</p>
<p>4. 建設副産物の適正処理の徹底</p>	<p>(1) 以下の委託基準を遵守することで、適正処理を徹底する ①適正処理処理業者への処理委託 ②処理状況の事前確認（現地及び書類） ③要件を満たした書面による処理委託契約の締結（収集運搬・処理契約それぞれに実施） ④委託契約及びマニフェスト伝票の保存（5年間） ⑤特別管理産業廃棄物の内容に関する事前通知を行う (2) 廃棄物処理・リサイクル業務について、集合教育等を実施し、必要な知識の定着と拡充を図る (3) 産業廃棄物と建設発生土は分別を徹底し、適正に処理する (4) 電子マニフェストは各場所の状況に応じ導入を推進する (5) 支店への報告はPM産廃システムに毎月に入力する (6) 可能な限り、優良産廃処理業者（環境HP参照）を採用 (7) 必要に応じ、発注者・監督官庁等を交えて打合せを行い得られた個別の指導等に従い、施工処理を実施する</p>	<p>全作業所が a 評価 集合教育年1回 該当作業所100% 随時状況に応じて実施 全作業所毎月実施 随時状況に応じて実施</p>	<p>作業所長 安全品室環境室 作業所長 安全品室環境室 作業所長</p>													<p>□排出事業者の責務と役割の理解 □処理計画と委託処理契約内容の適合性 □マニフェストの写しは5年間保存 □PM産廃への入力処理</p>	<p>A；全作業所が a 評価 B；95%以上 a 評価 C；95%以下 a 評価 A；適正 B；改善有 C；未実施 A；全作業所が a 評価 導入作業所数/全作業所数 A；80%が a B；75%以上が a 採用・実施作業所数/全作業所数</p>	<p>□処理委託契約 □マニフェスト伝票 □集合教育記録 □PM産廃入力状況</p>
<p>5. 関係法令、条例（地域・近隣協定、構内規約等を含む）の遵守の徹底</p>	<p>(1) 法令が改正された場合、その内容を周知・理解し、改正法令施行後は遵守を徹底する。 (2) 着工前に当該地域の条例（地域・近隣協定や構内規約等を含む）を調査し、特殊な追加要求（上乗せ規制）や適用範囲の拡大（横出し 規制）の有無には十分注意 (3) 確実な遵守を目的として、社員および協力会社への教育を実施 (4) 法令遵守の結果は日々のモニタリングと定期的な遵守評価を実施し、記録に残す</p>	<p>関係法令・条例に対する不具合・苦情ゼロ</p>	<p>作業所長</p>													<p>□管理体制と役割の整備 □環境関連の条例などに留意</p>	<p>A；全作業所法違反、不具合無 B；小さな不具合1件 C；小さな不具合2件以上 重大な不具合1件</p>	<p>□不具合・苦情報告</p>
<p>6. 土壌汚染対策業務等の推進</p>	<p>(1) 土壌汚染調査、浄化工事、土壌改良工事等の当社の従来業務を促進し、環境保全に貢献する</p>	<p>随時状況に応じて実施</p>	<p>全部署</p>													<p>□当社の従来業務を促進</p>	<p>—</p>	<p>—</p>



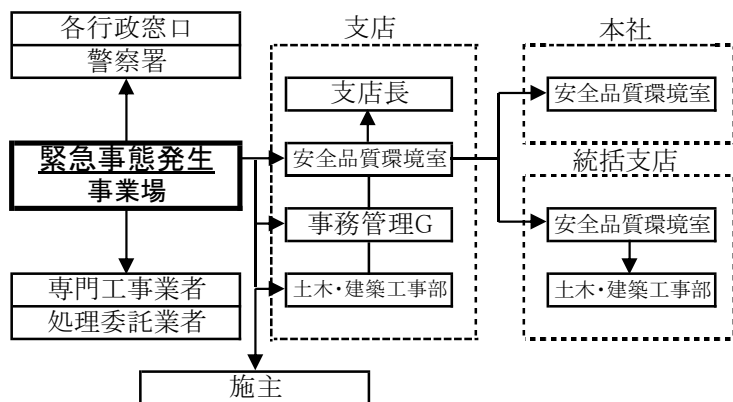
廃棄物処理・リサイクル管理体制図

(株) ピーエス三菱 広島支店

管理体制



緊急時連絡系統図



役割分担表

項目	支店長	処理委員会	工務部長	工事作業所		安全品質環境室部長
				作業所長	担当	
統括責任	◎					
計画の立案と計画書の作成	○	○	○	○		◎
多量排出事業者計画書(報告書)作成・提出	○	○	○			◎
指導と教育		○	◎	○		○
法令及び条例等の把握と周知		○	◎			○
処理計画と対策の指導			◎	○		
業者の調査			◎	○		○
業者の選定			◎	○		○
委託契約の締結	◎		○	○		○
情報の収集と提供			○	○		◎
発生量の予測			○	◎	○	
処理責任			○	◎	○	
作業所処理体制の整備			○	◎	○	
作業所への処理指導			◎			○
実績の把握と本社への報告			○	○		◎
監督官庁への届出と報告			○	○		◎
manifestの購入と配付			○			◎
manifestの発行と回収			○	◎	○	
処理状況の確認			○	◎	○	
パトロール		◎	○	○	○	○
工事竣工後の書類保管			◎	○	○	○

◎ 主管部署  
○ 参画部署